

裁判官独立条項の英訳をめぐって
——法整備支援の蔭で得られた「成果」——

京都大学名誉教授

大石 眞

はじめに

私が、いわゆるインドネシア法整備支援活動との関わりを初めてもったのは、今年2月15日のことである。法学研究科に勤めているある同僚を通じて、わが法務省法務総合研究所がおこなう第4回インドネシア法整備支援本邦研修において、日本の地方自治について話をして欲しいとの希望が寄せられた。これに応じるかたちで、京都大学公共政策大学院の好意により、その特別な講義室において、同国の法務・人権省法規総局の方々などを前に話をしたことが契機になっている。

法務省を中心にアジア法整備支援事業が進められていることについては以前から知ってはいたが、それがインドネシアにも及んでいることは、正直言って、まったく知らなかった。もともとインドネシア法整備支援活動は、国際協力機構（JICA）が一昨年（2015年）12月以来進めている事業で、インドネシア共和国の最高裁判所及び法務・人権省の法規総局と同省知的財産総局を実施機関とする「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」に、法務省法務総合研究所が全面的に協力するかたちで進められている由である。私の場合、公法専攻、とくに憲法学・立法学という分野を専門としているので、私に与えられた課題は、同プロジェクト名が示す内容のうち「法的整合性向上」に関係し、幾らかの貢献をすることであろう。

その2月以来、6月上旬にジャカルタとバンドンで実施された現地セミナー・現地調査や、8月初めに行われた第5回本邦研修の一部にも参加する機会を与えられ、所要の報告を行うと同時に多くの知見も得ることができた。ここでは、そうした法整備支援活動がもっている国際協力の意義について改めて述べることは控え、その過程で経験した個人的な私にとって刺戟的な出来事をお伝えして、参考に供したいと思う。

思いがけぬ躓き

(1) 憲法英訳文

私が初めてインドネシア法整備支援活動に関わった第4回本邦研修にそなえて、日本国憲法第76条の正文とその英訳文とを対照しながら地方自治や司法権に関する憲法の英文資料を作成していた時のことで、どうしても得心がいかない部分に出くわした。ここで「その英訳文」と言ったが、衆知のように、日本国憲法の「公定訳」というものは存在しない。

もちろん、法務省の「日本法令外国語データベースシステム」に載っている日本国憲法の英訳——2009年4月1日付けの翻訳とされている——は、容易に見ることができる。た

だ、ここで問題とする箇所にはまったく違いがないことを、まずお断りしておきたい。

(2) 裁判官独立条項

さて、憲法第76条第3項は、衆知の通り、裁判官の職権行使の独立性を謳ったもので、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」と定めている。その英訳文を確認すると、”All judges shall be independent in the exercise of their conscience and shall be bound only by this Constitution and the laws.”となっている。

しかし、「その良心に従ひ独立してその職権を行ひ」という部分について、”shall be independent in the exercise of their conscience”と英訳するのは、どう考えても不自然である。これを日本語に戻してみると、「独立してその良心に従う」といった意味にしかならないが、文字通り「良心の行使」において独立であるとしても、その言い回し自体、やはりおかしい。第3項の英訳文としては、正確には、”shall be independent in the exercise of their duty according to their conscience”として、下線部で補った部分を必要とするのではないか。そういう疑問が沸々と湧き上がってきた。

裁判官独立条項の成立過程

そこで、憲法史に関心をもつ者の癖癖と言ってよいが、この裁判官独立条項の成立経緯を辿ってみると、幾つかの興味ぶかい事実が浮かび上がってきた。これを現行憲法の立案過程に即してみると、以下のような展開になる。

1) マッカーサー草案の手交まで

(1) まず、日本政府は1945年(昭20)10月下旬から、憲法問題調査委員会——いわゆる松本委員会——を組織し、憲法改正案の成案づくりを秘密裡に進めていたが、翌1946年2月1日の毎日新聞によってその内容がスクープされた。これに接した連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)は、その保守性に危機感を覚え、みずから日本のための憲法改正案を作成することを決断し、民政局が「憲法制定会議」の役割を果たすことになった。その作業は2月4日から始まったが、民政局における司法権に関する小委員会が作成した当初案には、ここでの主題である裁判官独立条項は見当たらないようである¹。

(2) 次に、この司法権に関する小委員会が作成した民政局長あての報告書(1946年2月7日付け?)の草案第57条においては、特別裁判所禁止条項——「特別裁判所を設けてはならない」(No extraordinary tribunal shall be established)とする——とともに、問題となる裁判官独立条項が登場している。その原文は、”All judges shall be independent in the exercise of their conscience and shall be bound only by this Constitution and the laws enacted pursuant thereto.”というもので²、一挙に現行憲法の表現に近づいたことが注目される。

(3) 1946年2月13日に日本側に手交された総司令部案、いわゆるマッカーサー草案は、民政局の中に設けられていた幾つかのチーム——司法権小委員会のほか、天皇に関する小委員会、国会に関する小委員会、財政に関する小委員会、行政権に関する小委員会、人権に関する小委員会がある——の検討結果をまとめて総合的に再検討した成果である。

ここで取り扱う裁判官独立条項は、もちろん、その「第6章 司法」の冒頭、第68条に置かれたが、その原文は、司法権小委員会が作成した報告書の内容とまったく同じである。ただ、これについても、定評のある資料集において現行憲法風の日本語訳が充てられていること³に注意する必要がある。

2) 日本側の立案作業

(1) 今日では、いわゆる象徴天皇制・戦争の放棄・一院制議会などを採用した点において、このマッカーサー草案が日本政府関係者を驚愕させたことはよく知られているが、日本側はその案を急いで翻訳に回すとともに、これを基礎として独自の検討を加えて、いわゆる3月2日案をまとめた⁴。

これが、3月4日、日本語で書かれた同案の説明のために総司令部に持参したいわゆる「日本側携行案」である。ここで同案第83条として立案された裁判官独立条項は、司法権帰属条項から切り離されて、第1項「凡テ裁判官ハ良心ニ従ヒ厳正公平ニ其ノ職務ヲ執行スベシ」という文言になるとともに、「裁判官ハ此ノ憲法及法律ニ依ルノ外其ノ職務ノ執行ニ付他ノ干渉ヲ受クルコトナシ」という第2項も加えられていた。

(2) これに対応して、その場で急いで作成された英文では、第1項は、”Every justice shall discharge his duties strictly and fairly according to his conscience.”と、第2項は、”A justice shall not be interfered with in the discharge of his duties except in accordance with the constitution and laws”と、それぞれ英訳されている⁵。

なお、念のためここで付言しておくが、総司令部民政局のアメリカ本国政府宛の報告書『日本の政治的再編成 第2巻』(*Political Reorientation of Japan, September 1945 to September 1948, vol. II*)に収録されている「3月4日案」と題する英訳文(Appendix C:9a)は、ここで検討している3月2日の日本側携行案そのものではない。それは、憲法制定後に、総司令部の依頼を受けて外務省で作成し、日本側から提出されたもので、両者はかなり異なっている⁶。

現に、ここでの主題である裁判官独立条項も、第1項は、”All judges shall strictly and impartially execute their duty according to their conscience.”と、第2項は、”Judges shall be bound, in the exercise of their duty, only by this Constitution and laws”と訳されており、かなりの違いを見せている(下線部が変更箇所を示す)。

(3) さて、4日午前に持参した日本側携行案は、マッカーサー草案を下敷きにしつつ、議会を両院制に戻すなど日本政府による独自の検討結果を反映したものであった。ところが、同草案にあった「われら日本国民は」で始まる憲法前文に相当する部分をまったく欠いている。もちろん、これだけが原因ではないが、日本側携行案は、結局、民政局側の賛同するところとならず、反って、夕方に「今晚中に確定案を作ることになった」ことを告げられる羽目に陥ってしまった。

これから翌5日にかけて有名な徹宵交渉が続けられ、その検討結果は相次いで首相官邸に届けられた。その結果、政府は総司令部側の対案に服従するしかないと判断し、5日午後から夜半にかけて確定案を得たが、その翌日には全95項からなる要綱形式の3月6日

案も確定した。これが「憲法改正草案要綱」として国民一般に公表されることになる⁷。

これに接した国民が2月1日のスクープ案とのあまりに大きな違いに驚いたことは想像に難くないが、このように3月6日案に至るまでに「ダークチェインジ」(暗転)があった事実は、皮肉なことに、先に示した総司令部民政局による『日本の政治的再編成』と題する報告書によって明らかにされたのである。

3) 徹宵交渉後の経緯

(1) さて、徹宵交渉を経た3月5日案の段階では、裁判官独立条項は、特別裁判所禁止条項とともに、第72条の司法権帰属条項に戻された(第2項・第3項)。その文言は、「凡テ裁判官ハ其ノ良心ニ従ヒ独立シテ其ノ職権ヲ行ヒ此ノ憲法及法律ニ依ルノ外其ノ職務ノ執行ニ付他ノ干渉ヲ受クルコトナシ」となっていて、3月4日の日本側携行案の第1項と第2項を合体して1つの項にまとめるとともに、字句も微妙に修正されている(下線部参照)。

これを基に、さらに3月6日案が作成されたが、内閣の憲法改正草案要綱とするために、「要綱」形式の書きぶりに改められるとともに少し字句修正も施された結果、「裁判官ハ凡テ其ノ良心ニ従ヒ独立シテ其ノ職権ヲ行ヒ此ノ憲法及法律ニ依ルノ外其ノ職務ノ執行ニ付他ノ干渉ヲ受クルコトナキコト」(第72項。下線部が変更部分)という表現になっている。

(2) それでは、この3月6日案の英訳とされるものはどうなっているだろうか。それは、かつて民政局『日本の政治的再編成』に掲載され(Appendix C:9b)、今では国立国会図書館のウェブサイトの中にある電子展示会「日本国憲法の誕生」でも見ることができるが、その裁判官独立条項は以下のように定めている(第83条)。

“All judges shall be independent in the exercise of their conscience and shall be bound only by this Constitution and the laws enacted pursuant thereto.”

一見して判るように、これは要綱第72項をそのまま英訳したものではなく、とくにその後段は、「此ノ憲法及法律ニ依ルノ外其ノ職務ノ執行ニ付他ノ干渉ヲ受クルコトナキコト」という文言をまったく反映していない。それは、むしろ、先に見た司法権小委員会が民政局長あてに作成した報告書の裁判官独立条項——したがって、マッカーサー草案のそれ——とまったく同じである。要するに、その段階までフィルムは巻き戻されたわけで、日本側の検討結果はご破算になったことになる。

4) 現行憲法へ

(1) この憲法改正草案要綱が公表された後も、日本側は問題点の検討を続けるとともに平仮名口語体にする作業も並行させ、4月に入ってから3回ほど総司令部側との交渉をおこなった。その結果、4月13日にはほぼ完成に近い憲法改正草案が作成されたが⁸、裁判官独立条項についても、その間の日本側の検討によって、前段は「すべての裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ」とされ、後段は「此ノ憲法及法律ニ依ルノ外其ノ職務ノ執行ニ付他ノ干渉ヲ受クルコトナキコト」に代えて、「この憲法及び法律にのみ拘束される」と修正された(第72条3項)。

その修正について、当時の法制局担当者は、「この語句は結局、〈3月2日案〉の83条2

項がそのまま残ったものであった……。ここで、それを英文の方に合わせたことになる。この英文はマ草案のそれと同じである。」⁹と述べている。

(2) その後、憲法改正草案が公表され（4月17日）、「帝国憲法改正案」として衆議院に提出された（6月20日）。そして衆議院の審議・修正を受けた後、貴族院の審議を経て、現行の日本国憲法として成立したが、その間に問題の裁判官独立条項にほとんど修正はなく（冒頭の「裁判官はすべて」のみ）、現行憲法第76条となった。

(3) なお、そのように振り返ってみると、先に触れた民政局『日本の政治的再編成』の附録として掲げられた第3次憲法草案（4月17日）、第4次憲法草案（6月20）及び衆議院修正案（8月24日）のいずれにおいても、“All judges shall be independent in the exercise of their conscience and shall be bound only by this Constitution and the laws enacted pursuant thereto.” となっていて、すでに削られたはずの末尾の文言（下線部）が残されている。これは、単純に印刷に回された素材の誤りに過ぎないのかも知れない。が、気になるところではある¹⁰。

おわりに

以上、日本国憲法の裁判官独立条項の英訳の怪をめぐる旅に出てはみたものの、結局のところ、当初の疑問、つまり第76条「第3項の英訳文としては、正確には、”shall be independent in the exercise of their duty according to their conscience”として、下線部で補った部分を必要とするのではないか」という疑問を解消するには至らなかった。もちろん、私の英語読解力に起因する仮象問題にすぎない可能性も大いにある。

いずれにしても、この疑問は、実は、最初に述べた今年2月に実施された第4回インドネシア法整備支援本邦研修における京都大学での講義の準備のために資料づくりをしていた最中で生じたものである。ただ、その疑問と謎解きは、法整備支援本邦研修の狙いと「国法と条例の関係」を主要テーマとする当日の講義の趣旨から遠く離れるものであった。そのため、聴衆であるインドネシア共和国法務・人権省の方々などに対しては、講義中に、「今日の各種資料を作成するに当たっては、実は、個人的に得るものがあつた」とだけ申し上げたような気がする。

本稿が「巻頭言」というには甚だ相応しくない内容になってしまったことについては、ただお詫びするほかない。ただ、このたび本誌への寄稿を依頼されたことによって、個人的な「成果」の中身と背景を明らかにできたことは、私にとって望外の仕合わせである。ここに、法務省法務総合研究所国際協力部や国際協力機構の方々をはじめ、いろいろとお世話になった関係各位に改めて深く感謝する次第である。

¹ 犬丸秀雄監修『日本国憲法制定の経緯——連合国総司令部の憲法文書による』（第一法規、1988年）104～105頁は、その草案の第57条（1946年2月4日付け）を示している。そこには、「特別裁判所は、これを設置することができない。すべての裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。」という現行憲法風の邦訳がある。これに相当する英文は、しかし、これと対比するかたちで写真版で掲載されている原文草案には見当たらないようである。

² 高柳賢三ほか編『日本国憲法制定の過程 I』（有斐閣、1972年）191～192頁参照。もっとも、その資

料の翻訳者は、「すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行ない、この憲法およびこの憲法に従って制定された法律にのみ拘束される」として、「良心の行使において独立である」とすべきところを現行憲法風に意識している。

³ 高柳賢三ほか編『日本国憲法制定の過程 I』292～293頁参照。

⁴ 3月2日案の内容は、佐藤達夫＝佐藤 功補訂『日本国憲法成立史 第3巻』（有斐閣、1994年）93頁以下に収められている。

⁵ その点に関する詳細については、笹川隆太郎＝布田 勉「憲法改正草案要綱の成立の経緯(1)——日本側携行案の英訳文を中心とする再検討」石巻専修大学経営学研究3巻1号（1991年）29頁以下を参照。本稿のテーマである裁判官独立条項は、同論文87頁に掲載されている。

⁶ 笹川＝布田・前掲論文62～63頁、66頁参照。

⁷ この3月5日案と3月6日「憲法改正草案要綱」の内容は、前掲の佐藤達夫＝佐藤 功補訂『日本国憲法成立史 第3巻』163頁以下、188頁以下に収められている。

⁸ この4月13日の憲法改正草案は、前掲の佐藤達夫＝佐藤 功補訂『日本国憲法成立史 第3巻』336頁以下に収められている。

⁹ 佐藤達夫＝佐藤 功補訂『日本国憲法成立史 第3巻』330～331頁。

¹⁰ 因みに、よく利用されているポータルサイト“Web Japan”に載っている日本国憲法の外国語版について触れると、英語版第76条3項では“this Constitutuion”にミスがあり、フランス語版第76条では第3項が第2項に合体している——これでは第2項1文と誤解される——というミスが見られ、また、スペイン語版第76条3項でも末尾の複数形の法律（the laws, les lois）が単数形（la ley）で表示されている。